

豊能町同和行政推進計画(案)に対するパブリック・コメント及び町の考え方

項目区分	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
全般	<p>今回の「豊能町同和行政推進計画(案)」(以下「推進計画」という)では、“「同和問題」を「人権問題」の本質から捉え、全ての町民の人権を尊重する取り組みの重要な柱として位置付け推進していきます。”とされておりますように大変重要な課題であり、真に成果をあげていく為には、全ての町民はもとより、日本の全ての国民がこの精神を心の刻み付け、生活の中に反映していくことが肝要だと思います。是非とも、真に成果のある事業等の諸施策を策定・実現され、明るい社会が実現されることを強く祈念しております。ただ、この問題は町民一人ひとりの心の持ち方の問題であり、この「推進計画」が、関心のある人だけに閲覧される程度では意味をなさないものとなりますので、関心や興味の有無に関らず、全ての町民に周知し閲覧して「推進計画」の意味をしっかりと認識して貰うことが必要だと思います。</p> <p>また、パブリック・コメント制度では、「推進計画」等の計画段階についてのみ、住民の意見を聞くこととなっており、その成果・実績は全く公表されず住民にどのようなようになったのか判りません。各年度終了後、実績の分析・評価などの結果を町民に公表し、その事業等の諸施策がどのような効果をもたらしたのか判るようにすれば、町民の事業等の参加意欲も高揚していくのではないかとと思いますが、如何でしょうか。</p> <p>この推進計画は「豊能町同和行政基本方針」(平成18年度策定)(以下「基本方針」という)の具体的施策等を盛り込んだとされておりますが、文章が冗長で判りにくいものとなっております。誰が見ても判るように簡潔・明瞭な表現にして下さい。</p>	<p>ご指摘の成果・実績につきましては、計画の進行管理に包括できるものと考えます。この進行管理につきましては、豊能町同和行政推進計画(案)(以下、「推進計画」(案)といいます。)の「Ⅲ 同和行政推進にあたって」「①庁内推進体制、計画の進行管理」に示しているとおり、「豊能町人権問題審議会が把握、点検するとともに、課題を整理し、より効果的な施策を行うための評価が実施できる体制の構築に取り組めます。」としていきます。</p> <p>推進計画(案)は、策定にあたり豊能町人権問題審議会へ意見を徴収したものです。表現の修正につきましては、ご意見としてお聞きします。</p>

豊能町同和行政推進計画(案)に対するパブリック・コメント及び町の考え方

項目区分	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
全般	<p>「豊能町新行財政改革推進計画(案)」(平成18年3月策定)(以下「新行革」という)にいう、目標管理システムを導入し、「推進計画」の具体的な目標値とその達成年度、並びにそれに達成するまでの年次計画等を具体的に示すようにして下さい。</p> <p>「新行革」にいう、費用対効果(コスト・パフォーマンス)の検討結果と、年次計画に基づく当該年度の計画費用(予算)を明示するようにして下さい。</p> <p>その目標の達成度を評価する物差し(基準等)を明示し、住民代表などによる第三者の評価を受けるものとし、第三者の評価を受けた後、それを公表するようにして下さい。</p> <p>「推進計画」をもっと簡潔・明瞭な表現にし、判り易いものにして下さい。</p>	<p>「豊能町新行財政改革推進計画(案)」(平成18年3月策定)の「目標管理システム」については、職員に対して、勤務評定制度実施の中で導入されているものです。なお、同計画(案)には、「一人ひとりの職員が、1年間の目標を自ら設定し、その達成に向けて計画的に業務に取り組むことによって、職員の自己研鑽を推進するとともに、行政全体のレベルアップを図ります。人事評価制度の導入に合わせ目標管理制度の導入についても検討します。」としています。</p> <p>ご意見としてお聞きします。</p> <p>この件につきましては、「町の考え方」1頁で回答しています。</p> <p>ご意見としてお聞きします。</p>
I 計画の基本的な考え方 (2) 現状と課題	<p>「(2) 現状と課題」の中で、“取り組んで(推進して)いきます”“今後、適正に管理を行います。”など、今後の取り組みを記載しているところが10カ所以上ありますが、これは、「現状」、「課題」のどちらを表現するものでしょうか。</p> <p>この「推進計画」で取り上げ、実施するものであれば「II 計画の具体的な取り組み」に記述するべきだと思いますが、如何でしょうか。或はまた、この「推進計画」以外の、別の事業等で実施する予定であるならば、その旨を明示し、この「推進計画」と区別して下さい。</p>	<p>各項目の現状に対応する施策等の方向性を示しています。「現状」、「課題」のどちらかと言いますと、「課題」に近いものと考えます。</p>

豊能町同和行政推進計画(案)に対するパブリック・コメント及び町の考え方

項目区分	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
<p>I 計画の基本的な考え方 (3) 同和行政の基本目標と方向性</p>	<p>「(3) 基本目標と方向性」として5項目が記載されておりますが、これらの各項目については、「基本方針」設定以前から取り組んできているようなことであって、これから新たにに取り組むべきものとは思えません。どの項目が新しく取り入れられたのでしょうか。何故、今回新たに「推進計画」として定めなければいけないのでしょうか。</p> <p>また、その基本目標の5項目には“支援体制を整備する”“総合相談窓口の整備”などが掲げられておりますが、これらは手段であって目標ではないと思います。 体制の整備が目標であるならば、パブリック・コメント制度で住民の意見などを求めなくても、組織内で十分に調整が可能だと思いますが如何でしょうか。</p>	<p>推進計画の策定については、推進計画(案)1頁からの「I 計画の基本的な考え方」で示しています。以下はその内容の抜粋です。</p> <p>「2007(平成19)年3月に策定した「豊能町同和行政基本方針」をより具体化し、今後の同和行政推進のための施策等について策定するものです。「豊能町同和行政基本方針」につきましては、2002(平成14)年3月までの33年間にわたる国の財政法上の特別措置による「同和対策事業」の終了後、今なお同和問題が完全に解決されていない状況において、同和行政の方向性を豊能町人権問題審議会に諮問し、2006(平成18)年11月8日に「豊能町における今後の同和行政のあり方について」の答申を受け策定したものです。本計画は、「豊能町同和行政基本方針」の基本目標、基本方向を柱とし、同和問題の現状等を踏まえながら、その解決に向けた取り組みを示すものです。」</p> <p>推進計画18頁の「同和行政の基本目標と方向性」に5点の基本目標を掲げています。これは、豊能町同和行政基本方針(平成19年3月)に示しているもので、同和問題の解決を図っていくための基本目標です。</p>

豊能町同和行政推進計画(案)に対するパブリック・コメント及び町の考え方

項目区分	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
<p>I 計画の基本的な考え方 (3) 同和行政の基本目標と方向性</p>	<p>「新行革」でいう、目標管理システムを導入してください。 「新行革」は平成17年度に制定され、既に約4年が経過しており、諸施策等にも十分に活用されてきていることと思います。 その中には“目標管理システムの導入”が掲げられております。 「(3) 基本目標と方向性」の基本目標の5項目には、その全てに定量的に評価できる目標値が示されておりません。 例えば、「現状と課題」では、表1から表7までのアンケート調査の結果から問題・課題等を指摘・抽出しているわけですから、このアンケートを基にするならば、その中で問題になった「回答率」の引き上げや「忌避意識」の消滅などのレベルまでもっていくことを目的とするなど、具体的に明記できるのではないかと思います。どうか。 因みに「豊能町人権行政推進計画(案)」についての、住民の意見に対する町の考え方として、“「どんな内容か知っている」方が100%となることを最終目標としている”旨明記しております。 このように最終目標値、それに至るまでの中間目標値などを明記すべきだと思いますが如何でしょうか。</p>	<p>ご意見としてお聞きします。 なお、参考までに「豊能町人権行政推進計画(案)」についてのパブリック・コメントにおいて、左記のご意見の回答は以下のとおりとさせていただきます。 「本計画(案)における目的は最終目標値の設定ではなく、「すべての町民の基本的な人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」に向けた取り組みであります。具体的には、人権意識の高揚を図る施策によって「町の人権に関する宣言や条例及び、国の人権に関する法律」について認識を深めていただき、目的につながるよう取り組んでいきます。 なお、最終目標値につきましては（中略）数値化は難しいと認識していますが、あえて言いますと、最終目標値は「どんな内容か知っている」方が100%としています。</p>

豊能町同和行政推進計画(案)に対するパブリック・コメント及び町の考え方

項目区分	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
<p>Ⅱ 計画の具体的な取り組み</p>	<p>「Ⅱ 計画の具体的な取り組み」では“さらに地区の現状の把握、課題の整理を通して、施策の改善や新たな構築を図り、解決に向け効果的に推進していきます。”としていますが、「基本方針」のパブリック・コメントでも指摘し意見を提出したように“従来から実施してきた各種の対策・施策などとの関連”が明示されておられません。夫々の課題に対して、“従来から実施してきた事業等の諸施策では効果がここまでしか上がらなかったもので、それらの諸施策をどのように改善・増強して今回の計画に取り込んだ”というように判りやすい関連性をつけ、今後、その成果を評価できるような形にするべきだと思いますが、如何でしょうか。</p> <p>「Ⅱ 計画の具体的な取り組み」には、一覧表が示されておりますので、その実施項目毎に、その事業等の諸施策のねらい(目標)、実施内容等を記載すれば判りやすくなると思いますが、如何でしょうか。</p>	<p>推進計画(案)1頁の「計画の基本的な考え方」(1)総括」に国の特別措置に基づく同和対策事業について触れており。この推進計画では今後の同和行政の施策の方向性を示しています。事業の評価につきましては、先に回答しました計画の進行管理と併せて、豊能町人権問題審議会において実施できる体制の構築に取り組むこととします。</p> <p>ご意見としてお聞きします。</p>

豊能町同和行政推進計画(案)に対するパブリック・コメント及び町の考え方

項目区分	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
その他	<p>各頁とも各行の左に番号が打ってありますが、全く意味もないものに番号を付するのではなく、この具体的な実施計画の個々の項目に重要度順位(優先順位)に番号を付けて判りやすくするべきではないでしょうか。</p> <p>公表の方法を拡充して下さい。 「実施要綱」に基づいているようですが、実際の閲覧は「本庁」「吉川支所」「図書館」の3カ所(HPは見られない人がいる)のみで、僅か20日間で全ての町民に閲覧して貰うことは不可能だと思います。 (広報紙“とよの”2月号で、吉川支所と図書館で閲覧できるとする小さな訂正が記載された)</p> <p>近隣の住民が気軽に行ける施設として各相談窓口に指定している7カ所と図書館を常設の閲覧場所の定めておけば、このような不具合が解消されるし、また、多くの町民が訪問、閲覧しやすいものとなってくるとは思いますが如何でしょうか。</p> <p>今回の「推進計画」は特に、全ての町民に閲覧して貰うようにしなければ、今後、推進する事業等の諸施策の実効が上がらない、無関心な方が多ければ、それだけ目標達成度も低下することが予想されますので、出来るだけ多くの町民に閲覧を促す対策を講じるべきではないかと思いますが如何でしょうか。 その為には、前記、閲覧場所の拡充のみならず、各自治会長の集まりである行政連絡会議などを通じて、この計画の「案の概要」(実施要綱にも明示されている)を付して、閲覧していることを会員各位に周知するよう要請することも対策の1つではないかと思いますが如何でしょうか。</p>	<p>ご意見としてお聞きします。 なお、推進計画(案)の左側の番号は、このパブリック・コメントの実施にあたって、参考に行数を示したものです。推進計画策定の際には削除します。</p> <p>ご意見としてお聞きします。 広報とよの1月号で閲覧場所の掲載が欠落していたことは、改めてお詫びします。</p> <p>ご意見としてお聞きします。 なお、この推進計画のパブリック・コメントの閲覧場所は、東地区(本庁、中央公民館)、西地区(吉川支所、図書館)において実施し、原則、土曜日、日曜日も含め住民の皆様閲覧していただけるよう取り組みました。</p> <p>ご意見としてお聞きします。 今後の参考とさせていただきます。</p>

豊能町同和行政推進計画(案)に対するパブリック・コメント及び町の考え方

項目区分	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
その他	<p>「推進計画」は「基本方針」に基づいて作成されている筈ですが、今回の閲覧では「基本方針」が置かれておりません。「推進計画」と「基本方針」を合わせて閲覧に供するべきではないでしょうか。(図書館では、当方から提案し、図書館員もその不具合を納得して2つの資料を閲覧に供するようにされました。)</p> <p>「基本方針」には、2005年度の「人権問題に関する府民意識調査」の結果を基にした記述があり、その後に“さらに最近になって行政書士による戸籍謄本不正取得による差別調査や・・・”となっており、今回の「推進計画」にも同様の記載があります。「基本方針」は平成19年3月の策定であり、その後、2年10カ月以上(1,000日以上)を経過しておりますが、平成17年度の調査以降現在までにそのような忌忌しき問題が何件発生しているのでしょうか。また、それが何故、防なかったのか、その再発防止のための具体的な対策を今回の「推進計画」に盛り込むべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見としてお聞きします。今後の参考とさせていただきます。</p> <p>行政書士等による戸籍謄本等不正取得は平成17年から大阪府をはじめ全国で発覚し、その結果、差別調査につながる問題です。件数等の詳細は把握していませんが、戸籍法、住民基本台帳法の制度を悪用した事件のため、再発防止に向けては本人確認の強化等により取り組んでいるところです。しかしながら、町のみでは限界があります。したがって、府内市町村及び大阪府と連携を図り、国へ具体的な施策について要望を行っています。</p> <p>また、推進計画においては、不正取得の根底には、同和地区に対する忌避意識、差別意識が背景にあると考えますため、推進計画の方向性のうち「人権意識の高揚を図る取組」などにより取り組んでいきます。</p>

豊能町同和行政推進計画(案)に対するパブリック・コメント及び町の考え方

項目区分	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
その他	<p>「基本方針」の策定から「推進計画」の作成まで、約3年もの時間が経過しておりますが、その期間で、実施された事業等の諸施策の成果とその評価結果などを盛り込んで、具体的施策などの説明をすれば、判りやすいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>この「推進計画」については、「基本方針」のパブリック・コメントにおける、町の考え方として、“平成19年度に策定予定の「同和行政推進計画」に”と記載されておりますが、19年度の策定予定から何故このように大幅に遅れたのでしょうか。</p> <p>「推進計画」の自立等を支援する取り組みでは、“2000年度の調査結果を参考にしている”旨の記載がありますが、10年も昔に把握されたこのような課題に対して、何の対策・施策もしてこなかったということでしょうか。</p> <p>これまで、営々と継続・実施してきた各種の事業等の諸施策と、その成果についての調査が全く無いということは考えられませんので、それらの成果・評価等の結果から導かれた今回の「推進計画」であることを説明することによって町民との協働の態勢も強化されるのではないかと思います。如何でしょうか。</p> <p>全く無いとすれば、職務怠慢であり、早急に調査してこの計画に反映させるべきではないでしょうか。</p>	<p>推進計画(案)は、基本方針の具体化に向けて各担当で実施している施策等を集約し、計画としています。</p> <p>推進計画(案)は、豊能町人権問題審議会へ5回にわたり意見を徴収し、また、平成20年度にはじまった大阪府総合相談事業交付金制度の内容及び、平成21年度に本町で実施した機構改革による担当課の変更を盛り込み、現在のお示ししている案としました。</p> <p>ご意見としてお聞きします。</p>

豊能町同和行政推進計画(案)に対するパブリック・コメント及び町の考え方

項目区分	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
その他	<p>「推進計画」では、“総合相談窓口の整備”などを掲げておりますが、「豊能町人権行政推進計画(案)」に関するパブリック・コメントで、“各種の相談 窓口で受け付けた相談の件数、相談の内容分類、相談に応じたことによる成果、相談に対応後のフォローアップ”などについての意見を出したことに対して、町の考え方は“相談のフォローアップ体制、相談内容の分析実施につきましては、各相談員に委ねている”として、その実態を全く把握していなかったのですが、今回は、その体制が整備されるようですので、その実態の分析等には過去の実績も入れて、より適切・的確な推進が図られることを期待しております。</p> <p>因みに、過去何年程遡って分析されるのでしょうか。</p> <p>○「推進計画」にある町民を対象とするシンポジウムや研修では、関心の無い人、今まで受講したことのない方々に、どのようにして参加して貰うかが課題だと思います。そのような集団の把握は非常に困難だと思いますが、幅広い集客の方法を立案し、推進されることを希望します。</p>	<p>総合相談窓口の整備については、複雑化する個々の課題に対応するものです。したがって、町全体の相談の集約を実施するものではなく、ご意見にありま ず実態の分析等は各相談担当に委ねることとします。</p> <p>ご意見としてお聞きします。</p>